(05年3月の共同研修での被告の証拠です。 乙1~乙1 答弁書関係 副本直送) 0, (松本、他の資料などは次のアドレス http://homepage3.nifty.com/nmat/)) (先行文献(先行公開の実願のマイクロフィルム)。 本件の拒絶理由通知書(乙4)でも摘示の物。) 2133 曲げた Z H 7 Ų B 도 도 严 # Ă X ¥ ¥ X, 1 \mathfrak{X} ä . 3 ø **ドナれぞれ** 굨 × 元の資産 11,7 {1148 40 j P 2 4 ŧ 丬 Ų رد \$ 改革 ¥ 葉 * 日本の日本は、中 IJ 産権はた丘 これ ٩ Ħ 7米 フド X Ä * 4 ٢ ю Q × n a × 华斯特特的 4 4 ħ 4 4 李 Щ 7 弍 ¥ 7 开论 < 0 40 ĸ 2 网 胀 Ļ 0 ٢ ¥ t # Ŕ X 定 * 黑 × ,6, Ma r 田田 H **由于 砂欠** H Ħ ليز RE. B 0 4 ш. Ų. ŧ 2 調整の記 Ħ (4 ĸ 2 K 眉 ¥ Ų ₫ 7 3 ¥ 指士製の不安定 ц , θ Ħ 卍 ¥ # ¥ . 된 X 2 # 水液の名 * ¥ おりま ¥ R 堆 0 * H ø ¥ F Ħ 4 ۴. 0 ¥ まる。 上来 赵), 水池 × دُ 2 尹 Q Ä, 뭐 氢 0 ¥ Ш 強な = ж * Z 3 ų ø * IJ 돐 9 K 2 √: 4 N W 40 4 6 17 11 22 18 自都革催のスリップによる危役車輪 脱出用輪筋気 Ξ アニソアー・工業依式会社 代表者 原 海 湯 少 œ 3 医山原氯喹市氯對1番6号 亥 溶质脱溶的布度 60两2 FH × 富山県、孫承市擬新1番6 徒 \equiv ↢ , **H** 油油油 :: 长 •⊞ (3694) 31 74 1 ₹ 930 +; ŔΚ 光川新楽登録川新人 # 田原茅木質火 ON (1997) (34,47) 奕 名(名45) < 法国大 流任書類の日録 **委作**状 Ξ <u>;=</u> 1/2 = 許许民 Ξ ئد 5 Ē Ξ **.**.-≣ 鼍 ~ ፷ (105/) Ж 3 Ξ ين Ÿ € 8 8 8 **8** #7 ≈; ς; Ċ.

 Ξ 路及型の割おせれた技な力の道路にむりた鮮人。し な言に脳炎してメッシア状態になりた時、4年 2 4 ጸ だ。 英語の自力説出を回稿。内で高校学館 、准備のスリンプを完全に除去すること 用の首切具に係るものにある。

(C) 安で、左右に一対の匈奴を有し、就改(11)の役半 因凸条また丘にれた代わる湖孔、あるい口毡川 た (6) 広覧記述板 (1) の技学器 (1) 上国内資合して於 以下これを実施度の図面にひてた具年的で 明プると、111日本労働人の主年のため始状の * 、七の牧団の万丘、凶刃の四へ発わた攻义ナ な敗げられ、雑族回の中に仮用の対象になる 篇の中より様式へ移成し、枝半路(1/の左右近 質(4)(4)中間部に広、それぞれ長年万段に沿つ 光る選当な長さの表孔(5) (5) 女好数してもる。 のによって形成したメッツとおよ用の凹凸 B III/灯気や下ガド凶טた「へ」の字類に曲

÷

¥ 右に一対の質疑(3) (6) や右し、途池院(8) の道鑑賞 数廿元英元(5)(6)元数入保合丁る一対の文職(9)(9) (4)(6)智雄图片点、故及技术图(1/6)写真真(6)以下 が寝殿古れ、崔建改(6)はこの世孔(6)(5)に咎つて の上面に反脳力に対つて釣め上方に抜き起した **万代茶形效片、红光效 (6) 瓦浦效 (1) I 夕 医 不 ね** 七の牧団と口道状(1) と耳識に リンプなに用の凹凸路に対限けてもらなか、 など近れ知問しならよりの実際したもり、 年の東敦善昭下江武型の石木のが野政占九、 数の包爪印が取けてもる。 死因为不好与。

字、单备 医为谐蓝医片国情门名が心神篇为篇句 不多数の強力減に上記典的なので、これを超 改革集団の道路(改出方点)に改派の古へ辞込 片のK及けてもる因爪のK引着かり、Cれを減 **方型道の内のより下路器とれば、予覧Dの回** 万字 リアメイトの 英雄 男が新光液 (1) 検信等の

3

田米るため、単氰自年日巻んど移動しなったが、パイ 帝世被(6)や鏡嶺に半鶴(5)の下間に引込むことが らげ、七の草薙何が前皮枝(6)上下乗ることでな るので、この後、単独の口共にメリップ防止が の四凸路(3)(7) が数けためる指形機(6)やら補液(3) 故(1) 耳盆翼の東孔(5) (5) ド沿つて抜ガドボロし、 の上国的政治な、独の下路場内語改画から院出 丁ることが出来るものである.

上述の如く不考察具を使用すれば、自動車時 の革権が祝祉地に超校してメックア状態になり アクセー単など包の中間の間力を貸りなくとも 、簡めて簡単な改数数値により自力で踏改站が 5 配出することが出来るため、氏の彼の事故に **たり、欧宮下指炎して西海下結ドなした場合、** ができる優れた異用効果を選丁るものである。 の感路でも全へ不安なく単額を走行させると

図別の簡単な説明 ×

図型石木 本質の実施 民やデナトのト、 第123 **订贷用当省の仗權为示了免收因、第4因以使用** 関数技术なける単独の説出状態を示す側側図点

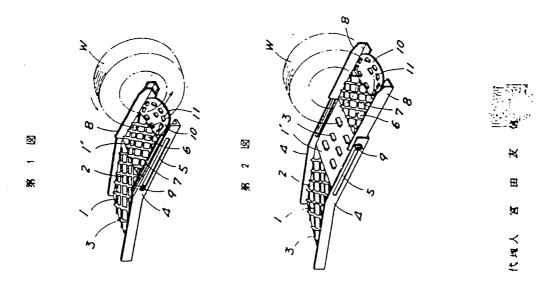
(1)•• 基徵、(1)•• 發半岛、(1)•• 医国、(3)•• 凹凸 图"(4)••国翼"(5)••及孔"(6)••讲世校"(7)••凹 **凸码、(8)••直模、(9)••汝ά、00••桁片、01••栖** 爪、m・・・番

人類に

£

÷,





乙号証 P.4

乙第2号

Int.Cl. B 62 d B 60 r

◎日本分類 80 G 2 80 K 0

19日本国特許庁

(先命美華家家本館の特色 由通知書(マム)でも摘示の

実用新案公報

4

四公告 昭和48年(1973)10月15日

(全2頁)

1

図無限軌道による路面損傷防護のための敷き板

0)実 昭44-107412

砂出 頤 昭44(1969)11月13日

砂考 案 者 君島仁

東京都墨田区墨田5の21の9

同 小山清

横浜市戸塚区舞岡町73

同 窪木恭介

東京都新宿区市ケ谷河田町17

の出 頤 人 ブリヂストンタイヤ株式会社

東京都中央区京橋1の1の1

同 東亜調帯護謨株式会社 東京都板橋区泉町9

邳代 理 人 弁理士 杉村信近 外2名

図面の簡単な説明

第1図は本考案敷き板の展開使用時における平 面図、第2図は第1図のA-A線に沿う断面図、 第3図aは第1図のB―B線に沿う断面図、第3 20 る蝶番シートであり、板状プロツク1,1′,1 図 bはその一部の変形を示した断面図、第4図は 折りたたんだ状態における側面図、第5図は本案 敷き板の連結要領説明図である。

考案の詳細な説明

とえばパワーショベル、戦車の類などが舗装道路 を通過とくに横断する際、その舗装表面における 損傷を防止する為に用いる路面損傷防護用敷き板 に関するものである。

上述重車両はとくに硬質の金属製無限軌道を具 30 えこれが舗装道路上を走行するとき、表面に深い 圧痕を残す。

か、る路面損傷を防ぐために従来は木材の厚板 を敷き並べてその上を通過させるのが普通であつ たかこれら木材は重く運搬に不便であり、作業性 35 が極めて悪いばかりでなく、折れたり亀裂が生じ 易く、耐久性の点からも満足出来なかつた。

そこで本考案は、上述重車両の無限軌道による

.舗装路面の損傷を有効に防止し得る機能にあわせ て十分な耐久力を具え、しかも携行運搬および取 。扱いの容易な路面防護用敷き板を提案しようとす るものである。

2

 $\mathcal{F}_{i}(\mathcal{Q}_{j})$

本案においてはゴム状弾性体で成形した板状プ ロツクの複数個を総布、又はゴムよりなる媒番シ ートをもつて折畳み自在に相互連結し、一体の単 位ゴム帯となし、この単位ゴム帯の両端には、別 の同様なゴム帯との連結かみ合わせ端を設け、そ 10 の連結ピン結合により必要長さに一連りとし、 これをもつて敷き板の用に供するのである。

以下本考案を図の実施例に基づき、詳細に説明 をする。

第1図において1.1′.1″は何れも車両の 15 無限軌道幅よりや、広い幅の長方形にゴム状弾性 体で形成した板状プロックで、必要に応じその実 質中にコード、キヤンバス等を埋装して補強する

2は板状プロツク1と1′または1′と1″と の相互間をそれぞれ連結した総布又はゴムよりな "にうめ込み、または図の如く外面へ接着して一 体の単位ゴム帯を形成する。

、3 は走行中の衝撃、振動、騒音を吸収し、さら に重量軽減の為、無限軌道の歯と直角方向、すな 本考案は、無限軌道を有する自走式重車両、た 25 わち、車両の進行方向に沿い穿設した溝であり、 この溝3は板状プロック1,1',1"の表面に 複数本穿ち、その形状は第3図a、bに示すよう な方形または半円状断面形状の他、V字形波形等 としてもよい。

> 4は第4図に示しかつ後述する如く、本考案単 位プム帯を折り畳み運搬を容易にする為、板状ブ ロック1の側縁に設けた左右一対の把手である。

> 5は単位ゴム帯の一端に設けた切り欠き部であ り、この切り欠き部5には第5図、第6図に示す 様にショイントピン10用貫通孔7を穿つ。

> 6 は単位ゴム帯の一端に設けた凸部でこの凸部 6には別の単位ゴム帯に設けた切り欠き部5と相 互にかみ合わせて第5図、第6図に示す如く、連

結ピン 1 0 により継手連結し、必要長さに一連り として敷き板とする事が出来る。

なお板状プロック1,1',1"の相互連結端には第2図のようにその肉厚の半分の厚さで交互に表裏へ突出する突片11,12を設けてその重 5 りあいの下に全板状プロック1,1',1"を平面的に結合するを可とする。

なお8,9は、上記連結端間に形成したつきあ わせすき間で蝶番シート2において板状プロック に対して1′を、また1′に対して1″を折重ね 10 単位ゴム帯を折畳むときの余裕を与える。

本考案は、以上のような構造であるので、一連 りに展開連結した本考案敷き板上を、無限軌道が 通過する際ゴム製板状プロック1,1',1"が 緩衝体となつて、重車両の走行に基づく衝撃、振 15 敷き板。 動、騒音を有効に緩和し、かつ車両重量を効果的 に分散して路面上に伝え、従つて舗装道路の損傷 を防護する。

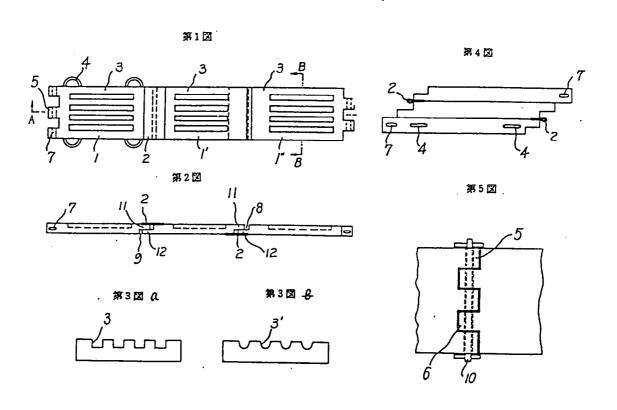
さらに本考案は、単位ゴム帯の両端に係合接手

部を設けてあるので、敷き板の長き調節が自在に でき、使用する場所での制限を受けることもない ほかとくに単位ゴム帯は前述した如く折りたたみ 自在になつていて携行、運搬取扱いが容易で自走 車両に積載する事もでき、その常時携行により必 要に際して直ちに供用できる。

切実用新案登録請求の節囲

装軌自走車両に装着した無限軌道の幅よりも広い幅の方形にゴム状弾性体で形成した板状プロックの複光で 人はゴムよりなる蝶番シートをもつて折畳み自在としてたてに相互連結して一体の単位ゴム帯とし、この各単位ゴム帯の両端にはそれぞれ単位ゴム帯を一連りに連結する係合継手部を設けた無限軌道による路面損傷防護のための敷き板。

99引用文献 実 公 昭47-20496



(先行文献(先行公開の実 願のマイクロフィルム)。 本件の拒絶理由通知書(乙4)でも摘示の物。)



開和52777

昭和52年4月/2日

(3,000円)

特許庁長官 片 Щ 41

考拠の名称 1.

自動車用のスリンプ杤止脱出体

2.

サカタシオオ アザヒ ロノアザセキヒガシ 任所 由形果插田市大学広野字增東37脊绵

坎 名 襘 木

3. 美用新来登録出職人

〒998-01

サカタシオオアザヒロノアザモキモガシ 山形県泊山市大学広野学増東37番地 住所

りカ メ チェクソク 泊 出 終 着 株 式 会 社

代教者



添削書類の日献

(1)

(2) ĒΧ H

(3)

- 第二

52 045925

53-140247 方式

男 縦 書

1. 考案の名称

目動車用のスリップ防止脱出体

2. 実用新案登録請求の範囲

傾斜面部(A)の長手方向にそつた上面には多数の突起(I)を降起形成し、傾斜面部(A)の一方低位にかける廃地側の薄い低面部(B)上面には海方向に多数の突起(2)を隆起形成し、傾斜面部(A)の他方にかける高面部(0)の下方接地部には横方向に波形状の引掛部(3)を形成して全体を誇っ製にしてなる自動車用のスリップ防止脱出体。

3. 考案の詳細な説明

本考案は自動車用のスリップ防止脱出体に関する。

すなわち、自動車が凍結路のようなアイスパンからスタートしたりあるいはスリップしたり あるにく 配動輪の前方に合わせて取付けるとスタートを良好に行わせることができるくで、とくに車輪の係合が良くすべるとを物質にして、とり上げることができ、しかも締物質に

(1)

て容易にかつ安値に製作できて簡単な樽造で好 週に実施できるよう提供するものである。

次に、図面に示す実施例について説明する。 第1図は脱出体全体の側面図を示し、両端に かけて長く傾斜面部(A)の上面を形成した 長手方向にかけて複数の段面(A)を形成し、各を 間(B)には使方向に長い遊孔(A)をそれぞれに 形成し、各段面(B)の前線部を波形線部(5)にそれ でも段面(B)の前部には一次形線部(5)にそれ た各段面(B)の前部には一次形線部(5)にそれ たるとともに、その波形線部(5)にそれ たる段面(B)の前部には一次形線部(5)にそれ たる段面(C)の前部には一次形線部(5)にそれ たる段面(C)の前部には一次形象の (I)をそれぞれ隆起形成する。



地して係合できる引掛部(3)を形成する。

全体の両側には側板部(6)(6)を形成するか、前配低面部(D)の側方側になる側板部(6)(6)の一端側下方線(6a)(6a)を接地できるように形成するとともに、傾斜面部(D)の両側方となる側板部(6)(6)の下方線(6b)(6b)を接地しないよう高く形成し、各透孔(4)(4)の後方下部にはそれぞれ補強リブ部(7)を形成し、この脱出体全体を緩物製にして形成する。

たお図中、(8)は自動車、(9)は影動箱である。 しかして、スリップする路上に停車する自動車(8)の影動箱(9)の前方に第5図に示すように脱出を合わせて取付けるが、第1図に示すように影動輪(9)の下方側に低断部(8)を入れて脱断を勝付すると、矢印が示すように回転する突動(2)(2)に係合状態となり、次にで発動に後合ける段節(4)に係合したがらスリップするとともに波形線部(5)に係合しながらスリップするとととなる高面部(0)まで進んでそのまま高面部(0)まで



ら路上に落ちて前進する。

その場合に、彫動編(9)がスノータイヤであると一層良好に突起(2)(2)(1)に係合する状態となり、彫動編(9)の回転により脱出体が後方に移動力をかけられるが波形の引着部(3)が路面に食込むように係合して脱出体は制止状態を維持し駆動輪はスリップセずにスタートできる。

なお、脱出体全体は対物製で容易に製作できるとともに各勝孔(4)(4)の形成により軽量化できる。

このように本考案は、傾斜面部(A)の長手方向にそつた上面には多数の突起(I)を隆起形成いた上面には多数の突起(I)を隆起いない。 (資産) というのでは一般である。 (A)の他方に多数の現る(A)の他方に多数の引きが、(B)を登りにしたから、というの形成して全体を鋳物製にしたから、この形がの前がに合わせて取付けることができ、その状態から配合わせて取付けることができ、その状態から配合力を取付けることができ、その状態から配

動輪は低面部(B)より横斜面部(A)にかけて突起(2) (1)に係合してスリップするととなく回転前ととない。 脱出体は引掛部(3)が路面に対す ることがでもつて良好に係合してスリップ するととがでもつて良好に係合とができまれる。 動車はスリップ防止の脱出が良好にできまれる。 脱出体は舞物挺にして容易にかつ安値に実施できる。 きる特徴を有する。

4. 図面の簡単な説明

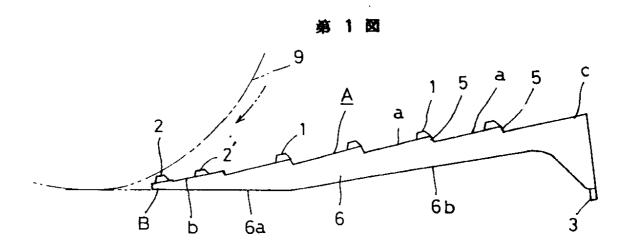
3

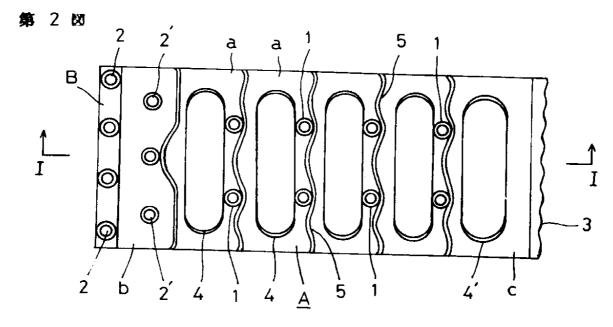
図面は本考案の実施例を示し、第1図は脱出体の側面図、第2図はその平面図、第3図はその平面図、第3図はその正面図、第4図は第2図の1-1線における断面図、第5図は使用説明図である。

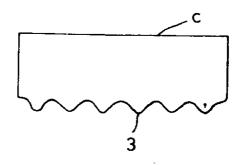
- (A) ··· 傾斜面部
- (1)(2)…突起
- (B) … 低面部
- (0)…福面部
- (3) … 引 器 部

寒用新案登餘出顧人 酒田 的 造株式 会社 代表者 鈴 木 茂 專







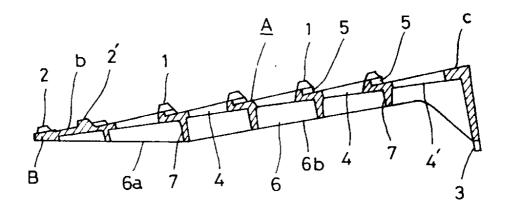


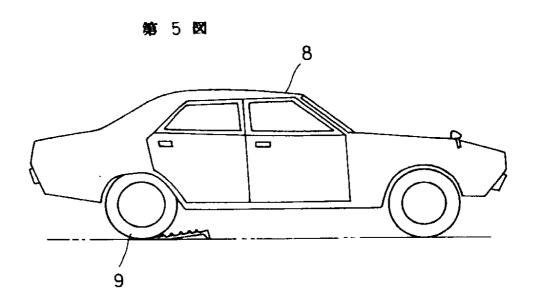


1402474

第 3 図

第 4 図





实用新容録出額人 酒田锅造株式会社 12A72/ 代表者 鈴木茂喜(1402474



手 続 補 正 書

昭和52年7月10日

特許庁長官 片 山 石 郎 殿

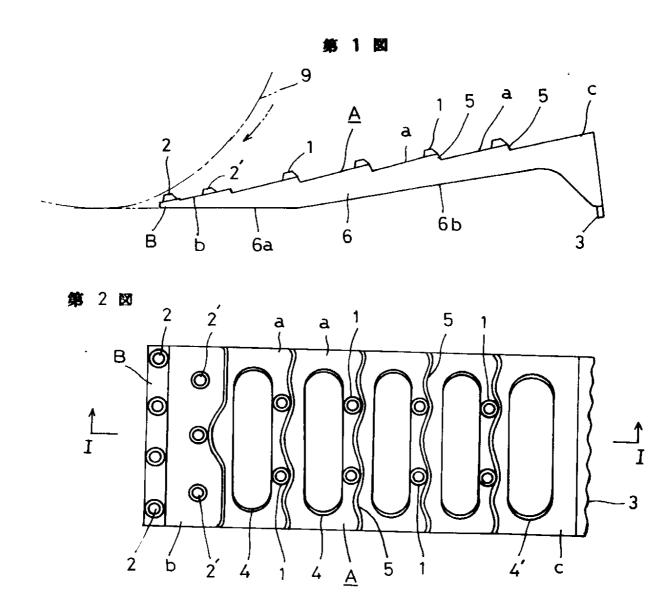
- 1, 事件の表示 昭和52年実用新案登録願第045925号
- 2. 考案の名称 自動車用のスリップ防止脱出体
- 補正をする者
 事件との関係 実用新案登録出願人

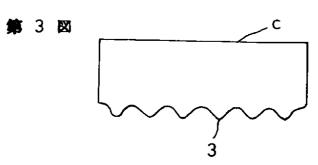
氏名 鈴 木 茂 喜 長親

- 4. 補正命令の日付 昭和52年6月28日
- 5. 補正の対象 図 面
- 6、補正の内容 図面の浄書(内容に変更なし)



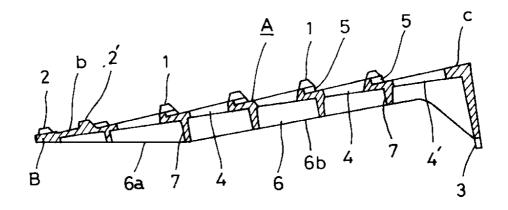
53-140247

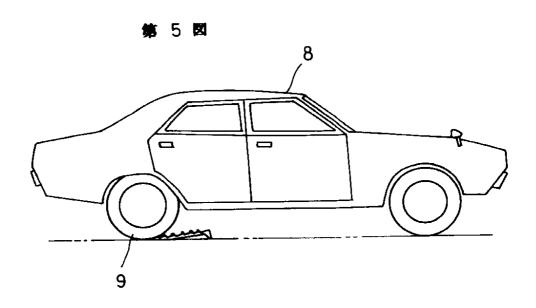






第 4 図





实用新亲登録出題人 酒田锅造株式会社 而原 代表者 鈴木茂喜 語源



<u>「乙第4号証</u>]

拒絕理由通知書

(本件の審査過程での 拒絶理由通知書。)

実用新案登録出願の番号

実顧昭 61-104598

特許庁審查官

亀井 孝志

7 1 4 6

起案日 平成 2年10月 4日 発送日 平成 2年10月23日

出願人 代理人 木下 実三 殿

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものと認める。これについて意見があれば、この通知書の発送の日から60日以内に意見書を提出されたい。

理 由

1. この出願の考案は、その出願前 国内において頒布された下記 の刊行物に記載された考案に基いて、その出願前にその考案の属する技 術の分野における通常の知識を有する者が、きわめて容易に考案をすること ができたものと認められるから、実用新案法第3条第2項の規定により実用 新案登録を受けることができない。

詔

実願昭46-64933号(実開昭48-21337号)の顕書に添付した明細 鸖及び図面を撮影したマイクロフィルム(昭和48年3月10日 特許庁発行) (係止突部)

実顧昭52-45925号 (実開昭53-140247号)の願書に添付した明 網書及び図面を撮影したマイクロフィルム (昭和53年11月6日特許庁発行) (係止部材)

[乙第5号証]

(原告と被告・中央オートの間の契約書。)

共同開発契約書

仙台工業株式会社(以下、「甲」という。)と株式会社中央オート(以下、「乙」という。)とは、新しい悪路脱出具の開発のための共同開発および共同開発成果の取り扱い等について、次のとおり契約する。

第1条 開発の範囲

甲および乙は、次条以下に定めるところにより、新しい悪路脱出具(以下、「本件製品」という。)の開発(以下、「本件開発」という。)を共同して実施するものとする。

第2条 開発の分担

各当事者は、本件開発を次の通り分担して遂行する。

- (1) 甲は、乙から開示された情報に基づき、本件製品を試作し(以下、「本件開発試作品」という。) 乙に対し、本件開発試作品を提供する。
- (2) 乙は、甲から提供された本件開発試作品の機能・性能等を評価し、甲に対してその評価結果を書面で報告する。
- (3) 甲は、乙から報告された本件開発試作品の機能・性能等の評価結果に基づき、本件開発試作品を量産試作品として改良し(以下、「本件量産試作品」という。) 乙に対し、本件量産試作品を提供する。

第3条 情報開示

各当事者は、互いに、本件開発に必要な情報(以下、「本件情報」という。) を開示する。

第4条 秘密開示

各当事者は、相手方から開示された本件情報のうち秘密情報(以下、「本件秘密情報」という。)を秘密に保持し、第三者に対し漏洩してはならず、他の目的に利用してはならない。但し、次の情報は、本件秘密情報には該当しない。

- (1) 開示時に被開示者が保有していたもの
- (2) 開示時に公知又は公用のもの
- (3) 開示後に被開示者が正当な権利者から秘密保持義務を負わずに開示されたもの
- 4) 開示後に被開示者に帰責事由なく公知又は公用になったもの

第5条 成果物の取扱い

- 1 本件開発の成果物(以下、「本件成果物」という。)は、両当事者の共有 に帰属する。
- 2 一方当事者が本件成果物について特許権・実用新案権その他の工業所有権の取得を希望する場合には他方当事者と協議のうえ共同で出願するものとし、同工業所有権の出願及び維持に必要な費用は各当事者の協議によりその分担を定める。

第6条 本件製品の事業化

両当事者は、本件製品の事業化について、誠実に協議する。

第7条 契約期間

- 1 本件契約は、締結日から1年間有効とする。
- 2 本件契約期間満了後も第4条及び第5条は有効に存続する。

本契約の証として本書2通を作成し、甲、乙各その1通を保有する。

2000年10月1日

(甲) 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

仙 台 工 業 株 式 会 社 代 表 取 締 役 甲 野 太 郎 印

(乙) 東京都中央区日本橋石町2丁目1番1号

株式会社中央オート
代表取締役 乙 山 次 郎 印

<u>「乙第6号証]</u>

(被告・中央オートの社内の報告書。これが開発のもとになった。)

「悪路脱出具」市場調査等報告書

2000年7月2日 株式会社中央オート

項目別評価

- 1. 開発テーマが生活者のニーズに合っているか 開発テーマがターゲットのニーズに合っているか
 - ・ぴったり合う

開発テーマが生活者にとって新しい生活の提案性を持っているか

- ・かなり持っている
- 2.開発テーマが自社のシーズに合っているか 開発テーマが自社の生産技術・技能に合っているか
 - やや合わない

開発テーマが自社の機械設備に合っているか

- やや合わない
- 3.開発テーマがマーケットのニーズに合っているか 開発テーマがターゲットの動向に合っているか
 - ・よく合う

開発テーマが自社の流通ルートに合っているか

・ぴったり合う

総合所見

開発テーマは市場の動向、ターゲットのニーズに合ったものといえる。生産設備、技術における不足分は適切な製造メーカーをパートナーとすることで解決すると考えられる。

本件開発は進行すべきものと判断する。

「乙第7号証1

(被告・中央オートの社内の 企画書。乙6の報告を受けて のもの。)

企画書 (

2000年月7月2日 株式会社中央オート

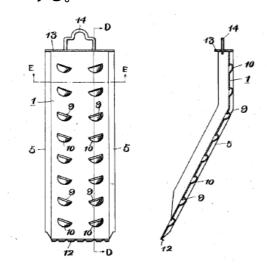
開発商品の持つ特徴・提案

悪路脱出具は、簡便、迅速かつ安全にセットできなければならない。 力の弱い女性や高齢者でも間便に持ち運びができるだけの軽量さ、そして 手袋をせずに素手で取り扱ってもけがをするおそれのない安全さを備えた 商品とする。

従来品や競合品と比較しての改善・改良・優位性

従来品は金属製のために重く、簡便性に欠ける。

従来品は金属製のためにタイヤトレッドが削り取られるおそれがある。 合成樹脂製とすることにより、軽量かつトレッドが削られるおそれが解消 する。



(従来品の例)

金属基盤を屈曲させ、突起10を設けたもの

開発商品のコンセプト

取り扱いが簡便且つ安全であり、タイヤへの負担も少ない悪路脱出具

[乙第8号証]

(被告・中央オートの関連会社である グランド企画が作成して中央オートに 提出したデザイン設計書。被告製品の 形状は基本的にこれによっている。ま た、原告にも渡したもので、本件特許 のもとにもなった。)

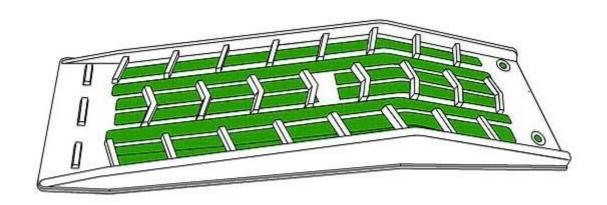
デザイン設計書

株式会社中央オート御中

2000年9月1日 株式会社グランド企画

商品名 悪路脱出具

商品案



(着色部分は透孔となっている)

企画商品の特徴・提案

- ・ 中央及び両側に向きの異なる傾斜としたリブを形成したのでタイヤのグリップ性がよく、適度に撓むのでトレッド損傷も回避できる
- ・ 側壁及び2本の溝を伴った長手方向のリブを形成したので、タイヤが乗っ た際にも上下方向の変形が少ない。
- ・ リブの間から雪が排出される
- ・ 合成樹脂製であり基板がないので軽量化でき、かつけがのおそれが少ない。
- ・ 射出成形により製造が可能で製造コストが低廉

競合品と比較しての優位性

- ・ 傾斜したリブの態様は、一見してグリップ性の良さを感じさせる
- ・ 側壁に加えて長手方向のリブの存在は、荷重に対する強度を感じさせる

「乙第9号証]

(被告・中央オートの関連会社であるグランド企画が作成して中央オートに提出した要求仕様書。被告製品の形状は基本的単位これによっている。また、原告にも渡したもの。)

要求仕様書

株式会社中央オート 御中

2000年9月1日 株式会社グランド企画

「悪路脱出具」の開発においては、以下の要件を満たすことが必要である。

1.機能面

- 1)既存商品と比較してタイヤのグリップ性がよいこと
- 2)前方に上向きの緩傾斜、後方に下向きの傾斜を設けること
- 3)タイヤの雪が排出されること
- 4)自動車の荷重に対して十分な撓み強度を有すること。

2.取り扱い利便性

- 1)既存商品よりも軽量として取り扱い利便性が高いこと
- 2)取り扱い上の安全性に十分配慮すること。特にエッジで作業者が損傷しないようにすること

3.素材・製造方法など

- 1)合成樹脂製とすること
- 2)射出成形可能とすること

「乙第10号証]

(被告・中央オートの関連会社で あるグランド企画が作成して中央 オートに提出したリスト。これら に基づいて検討した結果、原告に 共同開発などを提案した。)

開発製造元リスト

株式会社中央オート 御中

2000年9月1日 株式会社グランド企画

「悪路脱出具」の開発においては、別紙「要求仕様」を満たす商品の共同開発者ないしは製造者として以下のメーカーが候補となる。

1.株式会社大田工業

東京都大田区京浜島1丁目1番1号

電話*******

(推薦理由)

射出成形技術に長けている

2. 仙台工業株式会社

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 雷話*****

(推薦理由)

射出成形設備を保有し、商品開発力に長けている。

3.大山工業株式会社

宮城県伊達市*****

電話*****

(推薦理由)

射出成形技術に長けている

4.株式会社ブローワーク

東京都墨田区 * * * * *

電話*****

(推薦理由)

射出成形技術に長け、かつ自動車部品関連の販売ルートも持つ